

第 179 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成 30 年 2 月 6 日 (火)
時間 午前 14 時 00 分～
場所 福島テルサ 3 階
大会議室 あぶくま

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまより、第 179 回福島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様へ本日配布しております資料のご確認をお願いいたします。次第と議案書の他、資料 1 から資料 5 までお配りしております。資料 1 が相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について、相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、資料 2 が、相馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)、資料 3 が県北都市計画道路の変更について、資料 4 が福島県景観計画の変更について、資料 5 が福島県景観計画一部変更(素案)となっております。なお、本日の名簿につきましては、議案書の 9 ページに記載しております。お手元に不足する資料がございましたらお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

次に、審議会の開催に先立ちまして、新たに就任されました 2 名の委員をご紹介します。議案書の 9 ページをご覧ください。

最初に、議席番号 10 番 県議会議員 矢吹貢一委員が退任され、後任には、小林昭一委員が新たに就任されました。続きまして、議席番号 17 番 県議会議員 宮本しづえ委員が退任され、後任には、阿部裕美子委員が新たに就任されました。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川 充夫 会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

おはようございます。それでは暫時議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

はじめに、出席委員数をご報告いたします。全委員 19 名のうち、出席委員は 13 名で、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと思いますが、これは慣例に従い、議長から指名させて頂くことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようでございますので、ご指名申し上げます。

1 番の川崎興太委員、10 番の小林昭一委員のお二方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書の目次を開いていただきたいと思います。本日は、報告事項 1 件、議案 4 件を予定しております。それでは、次第の 2 番をご覧ください。第 178 回福島県都市計画審議会に付議された案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の塩田でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明申し上げます。議案書の 1 ページをご覧くださいと思います。第 178 回福島県都市計画審議会に付議されました案件についてご報告申し上げます。議案第 2005 号、双葉都市計画道路の変更について、平成 29 年 7 月 28 日、福島県告示番号第 533 号において告示されたことをご報告申し上げます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、次第の 3 番、議事に移ります。本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 4 件であります。議案第 2006 号「相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について」は、都市計画法第 5 条第 6 項で準用する同条第 3 項の規定に基づく議案です。議案第 2007 号「相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、及び議案第 2008 号「県北都市計画道路の変更について」は、都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案です。議案第 2009 号「福島県景観計画の変更について」は、景観法第 9 条第 8 項で準用する同法第 2 項の規定に基づく議案です。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。まず、議案第 2006 号、第 2007 号の議案については、関連する議案であるため、一括して事務局より説明願います。

(事務局)

議案書の説明に入る前に、スクリーン並びにお手元に配布しました資料 1 をもちまして、本案件をご説明したいと思います。

議案第 2006 号「相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について」でございます。

1 つ目、都市計画区域再編の在り方で、基本的な考えでございます。

記載 1 つ目でございますが、都市計画区域におきましては本県 7 つの生活圏を基本といたしまして、経済活動など都市地域の実態を検証しながら、適切な指定及び見直し・再編を図るべきと考えております。

2 つ目、市町村合併の進行等による行政区域の拡大やモータリゼーションの進展等によりまして、都市圏域等の拡大を踏まえれば、本県都市計画区域はより広域的に再編されるべきであると考えます。

3 つ目、上記二つを受けまして、将来的に開発、整備計画等が見込めず、都市的土地利用が想定されない場合には、必要に応じ都市計画区域の見直しを検討すべきであると考えているところでございます。

次に、2 つ目、都市計画区域を指定する要素でございます。都市計画区域の指定におきましては、市町村の行政区域にとらわれず、次の 4 つの視点から総合的に判断しまして、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度充足できるような範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定するものでございます。

4 つの視点の 1 つ目でございますが、社会的、経済的な一体性。2 つ目、土地利用の状況。3 つ目、主要な交通施設の設置状況。4 つ目、通勤・通学等の日常生活圏。

また、カッコで事例としてお示ししておりますが、これら 4 つの視点を考え方として判断しております。

3 ページをご覧くださいと思います。次に都市計画区域の再編前をお示しております。

左側に記載の非線引き都市計画区域が 29 地区、線引き都市計画区域が 4 地区で、再編前が 33 区域を有しておりました。

次に都市計画区域再編案として、33 の区域から 18 の区域に再編をしております。非線引き都市計画区域については 14 区域、線引き都市計画区域については 4 区域の合計 18 区域となっております。なお、囲みで記入されております会津及び中通りにつきましては、平成 26 年 3 月に変更しております。

今回お諮りいたしますのが、右上赤く示しているところが今回再編の範囲となっております。再編前は、相馬、鹿島、原町、小高の各区域につきまして、相馬都市計画区域として一つの区域として再編を考えております。

なお、下に青色でお示ししております双葉郡におきましては、現在避難指示の解除や復興まちづくりの状況を見極めながら、今後再編について検討していきたいと考えております。

5 ページをご覧くださいと思います。相馬都市計画区域の拡大についてご説明いたします。右上の赤着色の部分が、相馬港 3、4 号ふ頭分の 31ha の都市計画区域の拡大を予定しているところでございます。また、右側に変更前変更後として面積の変位を示しているところでございます。変更の理由でございますが、拡大する地区は、ふ頭用地、工業用地、危険物取扱施設用地として利用するため、福島県が公有水面を埋め立てた土地でございます。背後の相馬中核工業団地も含めまして、エネルギー拠点としての整備が計画されていることから、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、今回、都市計画区域を拡大するものでございます。

6 ページは相馬地方都市計画区域の統合についてでございます。左側につきましては現行の都市計画区域である、相馬、鹿島、原町、小高の区域を右側、案でございますが、一つの相馬地方都市計画区域として統合をするものでございます。

7 ページにつきましては、相馬地方都市計画区域図の全体をお示ししているものでございます。上から、新地町、相馬市、南相馬市。

引き続き、8 ページにつきましては、南相馬市をお示ししているところでございます。

引き続き関連がございますので、議案第 2007 号「相馬地方都市計画区域の整備、変更及び保全の方針について」ご説明いたします。

10 ページをご覧ください。都市計画決定手続きのスケジュールでございます。

これまで当審議会及び専門小委員会におきまして、ご議論いただいていた経過について、ご確認いただきたいと思います。平成 28 年度から当手続きが始まっておりまして、当審議会におきましては、平成 28 年度の右上にあります、第 12 回専門小委員会におきまして討議いただきました内容を第 176 回当審議会においてご報告をさせていただいたところでございます。その後、国との調整やパブリックコメントを経まして、第 13 回専門小委員会で討議いただきました内容を、本日当審議会へご報告を差し上げております。

中段真ん中でございますが、都市計画決定の手続きでございます。相馬地方、いわき地方と 2 つに分けて記載しておりますが、本日審議いただきたいのは、相馬地方都市計画区域でございます。この後、法定協議を経まして、年度内の都市計画決定を目指しているところでございます。左、いわき地方におきましては、現在、国と調整に時間を要していることもございまして、平成 30 年度前期での都市計画決定を目指しているところでございます。

次に 11 ページ、2 の経緯でございます。

平成 19 年度に「新たな都市政策のあり方」の答申を受けまして、平成 20 年度に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定しまして、平成 27 年度に「浜通りの都市づくりの基本方針」を策定したところでございます。

内容につきましては、四角で囲っております「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を平成 21 年 3 月に策定し、その基本理念といたしまして、「都市と田園地域等の共生」。そして基本方針としまして、1「都市と田園地域等が共生する都市づくり」、2「地域特性に応じたコンパクトな都市づくり」、3「ひと・まち・くるまが共生する都市づくり」として進めてまいりましたが、浜通りにおきましては、赤字でお示したところで、震災の影響も考慮いたしまして、「安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり」を平成 28 年 1 月に追加しております。

3 の見直しの概要でございます。1 つ目の丸でございます。都市計画区域の再編に伴い、4 つの区域マスタープランを 1 つに統合いたします。2 つ目でございます。都市づくりの理念につきましては、復興に関する項目を新たに加え、住民により分かりやすい構成及び表現へ見直しをしているところでございます。下の表の、左側が現行の考え方で①から⑨までのところ、右にありますような、①から⑦の 7 つの項目に見直しを考えております。そして、新たに復興に関する項目といたしまして、「⑧復興をリードするまちづくりの推進」、「⑨拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進」を加えるものです。

合わせまして、内容については、お配りしております、資料 2 相馬地方都市

計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）から抜粋しながら、ご説明いたします。

まず都市づくりの理念変更（案）の「①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全」につきましては、資料2の10ページをお開きください。24行目から25行目に記載があります、大規模な地形の形質変更に対する考え方を、①の中で分かりやすく表現したなかで、こうした考えを反映しているものでございまして、②から⑨でも同様に整理しているところでございます。「⑧復興をリードするまちづくりの推進」につきましては、13ページをお開きください。33行目に新たな視点、考えとして追記しているところでございます。同じく、「⑨拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進」につきましては、14ページの13行目に新たに追記しているところでございます。また、資料1に戻っていただきたいと思っております。

4の第176回都市計画審議会における主な意見と対応についてです。大きく3つ抽出させていただいております。1つ目といたしまして、「浜通りに現在差し迫っている問題を解決していけるような都市計画区域マスタープランにしてほしい。」というご意見でございます。このご意見に対しましては、住民懇談会及び住民アンケートで得られた地域の課題を踏まえまして、安全で安心な暮らしができる都市づくりを目指したマスタープランを作成しているとして整理しているところでございます。2つ目、「原子力に代わる福島県のエネルギー政策の考えを示す必要がある。」と意見を頂いているところでございます。こちらにつきましては、木質バイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーの有効利用や地産地消を進めていくことを理念⑥において整理しております。その内容につきましては、資料2の13ページをお開きいただきたいと思っております。13行目から15行目におきまして、記載をしているところでございます。戻りまして、3つ目、「作業員に対する不安がある中で、住民と作業員の共生について考えてもらいたい。」の意見に対しましては、労働者や新規移住者の受入れに当たっては、地域コミュニティの再生・強化を目指した都市づくりを推進することとしておりまして、理念の⑧において整理しております。資料2の14ページの5行目から7行目におきまして記載しております。

続きまして、5番の第13回都市政策推進専門小委員会での討議内容についてご報告いたします。

討議におきまして、パブリックコメント結果のご報告を行いました。併せまして、意見については丁寧に対応いただきたいと意見を頂きましたところでございます。四角の中がパブリックコメントの結果についてでございまして、7月14日から8月14日まで実施したところでございまして、41件のご意見を頂いたところでございます。主な意見と言うことで3つ記載しております。1つ目「先

人たちの施策を学ぶとともに、生活を豊かにするための施策、自然災害に打ち勝つための施策、高度な ICT 技術などの先駆的な技術の活用を取り入れた内容にすべき」については、理念の中でも記載をしているところがございますが、内容について、資料 2 の 12 ページをお開きいただきたいと思います。14 行目「良好なコミュニティの形成」、20 行目におけます、「文化・医療福祉・教育・商業等多様な都市機能」というように記載をしております。2 つ目、「車社会からの脱皮の検討」については、都市施設の整備の決定方針において、「利用しやすい交通体系の確立や過度な自動車依存の抑制を図る」という形で記載をしております。こちらにつきましては、資料 2 の 22 ページをお開きください。26 行目から 29 行目において記載をしております。3 つ目、「公園、緑地の利用計画や自然災害発生時の受け皿の検討」につきましては、主要な公園緑地の配置方針において記載をしているところがございますが、資料 2 の 32 ページをお開きください。30 行目から 31 行目において記述しているところがございます。

以上、頂いた意見等につきましては、資料 2 の中で記載・整理させていることから、変更は行わないとしてご討議いただいたところがございます。また、第 13 回小委員会をもちまして、内容についての討議は終了したと確認していただいたところがございます。

以上で資料の説明は終わります。引き続きまして、議案書にお戻りいただきたいと思います。議案書 3 ページをお開きください。

議案第 2006 号「相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について」であります。

都市計画区域を次のように変更する。

1 の相馬地方都市計画区域の面積でございます。黒字が変更前、赤字が変更後となっております。アンダーラインにつきましては、先程説明いたしました、区域の拡大 31ha となります。

都市計画区域名、現在の面積、変更後の面積、内訳の順にご説明いたします。相馬都市計画区域 16,620ha、新地町 4,638ha、相馬市 11,982ha、鹿島都市計画区域 6,049ha、原町都市計画区域 9,397ha、小高都市計画区域 6,774ha、南相馬市 22,220、相馬地方都市計画区域に統合、相馬地方都市計画区域 38,871ha、新地町 4,669、相馬市 11,982ha、南相馬市 22,220ha、新地町 31ha 増。

2 の都市計画区域に含まれる土地の区域、新地町の行政区域の全域（公有水面を含む）、相馬市の都市計画区域、南相馬市の都市計画区域。

4 ページをお開きください。3 の新たに都市計画区域に含まれる土地の区域、新地町駒ヶ嶺のうち字今神の一部の区域。

理由の 1 つ目でございます。拡大する地区は、ふ頭用地、工業用地、危険物取扱施設用地として利用するため、福島県が公有水面を埋め立てた土地であり、

背後の相馬中核工業団地も含めてエネルギー拠点としての整備が計画されていることから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、新たに都市計画区域に含めようとするものであります。

2つ目の都市計画区域を統合する理由。3市町とも相馬地方広域市町村圏組合に属しており、社会的・経済的な結びつきが強く、生活圏として一体であるため、相馬地方都市計画区域として1つに統合するものです。

続きまして5ページ、議案第2007号「相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり。先程説明いたしました資料2であります。

理由、都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に現在の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化及び、東日本大震災による影響を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものであります。

参考です。1の公聴会開催状況、平成29年11月9日に開催いたしまして、公述人はいませんでした。2の都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況でございます。平成30年1月12日から同年1月26日まで縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。3の市町村の意見、3市町からのご意見はありませんでした。

説明は、以上になります。よろしく願いいたします。

(会長)

はい。それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(17番 阿部委員)

議席番号17番 阿部裕美子です。ただいまご説明がありました都市計画区域の拡大・統合によってデメリットとして考えられることはあるでしょうか。また、地元からの異論はないでしょうか。この2点についてお伺いします。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

はい。1点目デメリットについてでございます。合併後の市町村に複数都市計

画が存在する、そういった現状を、都市を一体として整備・開発・保全する上で、好ましくないものと考えております。モータリゼーションの進展に伴いまして、日常の生活圏の拡大している中、再編によりまして、都市圏の実態にあわせた個別の都市計画を作成することが必要だと考えております。また、個別の都市計画につきましては、運用主体である市町村が、地域の特性や実情に応じたものとするところから、デメリットは無いと考えております。

2点目についてございます。地元に対しての対応としまして、これまで、住民アンケートを実施しているところであります。併せまして、各住民懇談会ということで、平成28年2月に第一回、平成28年10月に第2回目、平成29年2月に第3回を開催いたしまして、地域の声を十分に聴きながら、それを今回の改正の中で反映させた形で、専門小委員会においてもご議論をいただきながら、当審議会へお諮りしている状況でございます。以上です。

(会長)

はい、デメリットは無いということによろしいでしょうか。また、地元意見については、住民アンケートと懇談会3回を通じて聴取しているということですよ。よろしいでしょうか。

(17番 阿部委員)

はい。

(会長)

他いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(7番 根本委員)

議席番号7番 根本友子です。この拡大する地域の中に、危険物取扱施設用地があるのですが、どんな施設用地なのかということをお聞きしたいです、と言いますのは、海岸ですので、また何かあったときに海の汚染とかそういうのがありますので、お聞きしたいと思いました。

(会長)

はい、具体的にはなにか。

(事務局)

はい。LNGという液化天然ガスのタンクが、現在ふ頭に1基建設されております。

す。引き続き拡大するところにもう1基計画があるというところでございます。

危険物という表現が正しいのか、もちろん安全を期しながら建設物の保安基準基準に適合したものを建設しているところでございます。

(会長)

ちなみにどのくらいの規模なのですか。

(事務局)

タンクの大きさで言いますと23万キロリットルの地上式のLNGタンクの建設となっております。石油資源開発公団が公表している資料に記載されている数値でございます。

(会長)

なかなか大きすぎてイメージが出来ませんが、他いかがでしょうか？

(2番 尾関委員)

議席番号2番 尾関良夫でございます。マスタープランに対する直接的な意見と言うよりも、今後のお願いと言うことになるのですが、先程資料の中で、パブコメの話がございまして、その中で、車社会からの脱皮を検討していただきたいと意見があったということで、それに対してはマスタープランの方で記載がされているということだと思っております。この車社会からの脱皮については、今後の都市計画を考えるにあたって、非常に重要な視点であると考えております。と言いますのも、皆様ご承知のとおり、近年、高齢者のマイカーによる交通事故が社会問題化されているわけございまして、今日、県警さんもお出席されているということですが、県警さんの方でも運転免許の返納に一生懸命取り組んでいらっしゃるのと、あるいは各自自治体の方で、免許を返納された方に対する支援制度等も用意されているという状況になっているわけですが、一方、裏返しに考えてみますと、免許を返したくても返せない状況もあるのでは無いかということもあります。要は移動手段の確保というのが出来なくて、返せないという状況もあると思っておりますので、そう考えますと、都市計画、いわゆるまちづくりと移動手段の確保、これら連携を図りながら一体として考えていく必要があるのだろうというふうに思っておりますし、切っても切れない間柄というのでしょうかね、どっちが先でどっちが後かということではなくて、常に一緒に考えていただく必要があるのだろうと思っております。そういった面では、今後、各自自治体がこのマスタープランに沿って、さまざまな事業を実施していくのだと思っておりますので、その際には、是非こ

ここに記載がありますとおり、まちづくりと一体となった、交通のネットワークを整備していただく、そういった視点をもって事業の展開をしていただけるとありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(会長)

はい、どうぞ事務局。

(事務局)

はい、ありがとうございます。良いご意見として承りたいと思います。記載の内容については、区域マスタープランということで、大きな概念になりまして、これに基づきまして、関係する市町村の都市計画マスタープランを作成しまして、個別に具体的な内容について記述をしていくこととなりますので、県としても策定にあたって、市町村の支援を行っていきたいと考えております。

また、国では、市町村が策定する立地適正化計画において、いかに公共交通をつなぎながら、まちづくり、地域づくりをしていくかということで、現在、各市町村が取り組んでいる状況でございますので、あわせて県も支援しながら、取組に対して対応していきたいと考えております。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。地域公共交通もちゃんとやっていくという県の姿勢があるということでした。

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(11番 西田委員)

議席番号 11 番の西田奈保子です。区域マスタープランの 19 ページに書いてあることについて、教えていただければと思います。

現在の震災で被災した地域においては、防災集団移転事業と、それとセットで進められた災害危険区域の指定が行なわれていると思いますけれども、この災害危険区域の指定地域というのは、かなり広い地域に及んでいると思いますけれども、ここに書いてあることを読みますと、「既存の土地利用との調和を図ることを基本とする」という方針が書かれているようですが、具体的にはこうゆうやり方があるとか、各市町村も災害危険区域に指定された場所をどのようにしていけばいいかお悩みなんじゃないかと思うのですけれども、なにか誘導する方針とか、そういったものはお持ちなのかどうか教えていただければと思いますので、よろしくおねがいします。

(会長)

はい、災害危険区域、他1つです。よろしいでしょうか、では事務局。

(事務局)

今のご質問でございます。19 ページ①の下、31 行目から 32 行目に記載がありますとおり、具体的には今後、市町村の都市計画マスタープランに記載されていくものでして、具体的には、地区計画などそういったものを活用しながら、土地利用との調整を図ることとし、本マスタープランでは、これで留めているということで、県としては、具体的に謳いこむところまでは至っていないところでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

具体的、個別になりますと、個々の内容ということもございまして、市町村都市計画マスタープランの中でということで、区域マスタープランになりますと、どうしても区域全体を考えた視点ということになります。また、会津、中通りも同様でございますので、細かい部分につきましては、この方針をもとに市町村が考え、県はそれを支援していくということで進めていくものだと考えております。

(会長)

ちなみに、災害危険区域はまだ設定されているのですか。解除されていますか。

(事務局)

解除されておられません。

(会長)

これからということですか。時期はということでは無いのですが、区域マスタープランとの関係、あるいは市町村の都市計画と、解除との関係というのは出てくるのでしょうか。

(事務局)

はい、都市計画課長の諏江と申します。私の方から補足ですけれども、災害

危険区域につきましては、いわゆる津波の影響で住むことができないということで、区域指定しておりまして、安全が担保されないかぎりには、おそらく区域指定されたままであると思いますので、そこにある家屋などについては、集団移転等で移転している状況でございまして、住居系以外の土地利用については、可能ということで、そういう方向で進めようと考えております。いずれにしても、市町村の指定ということになります。

(会長)

防災緑地や防潮堤が整備されれば、解除ということでしょうか。

(事務局)

いま、明確にお答えは出来ませんが、おそらくそのままだろうと思いますが、完全に安全が担保されたということにはならないと思いますので、別の土地利用になると思われます。

(会長)

はい、まだ分からないことがあるという回答でしたが、またいずれ回答いただけると、次の審議会にでも調べていただいて回答いただけると助かります。

(事務局)

災害危険区域の指定につきましては、たとえば南相馬市さんとか相馬市さんとかされていると思うのですけれども、いま会場にいらしているということで、もし今、分かるのであれば回答していただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。どなたか。

(事務局)

今、分からなければ、結構でございます。

(会長)

はい、わかりました。はい、どうぞ。

(1 番 川崎委員)

議席番号 1 番 川崎興太と申します。災害危険区域につきましては、基本的

に解除されないことを前提に、防災集団移転促進事業とか、防潮堤整備だとか、福島県であれば、防災緑地だとかあるのですけれども、そういった災害危険区域を指定して、なおL2津波が襲ってきそうなので、かさ上げをしたり、防集移転したりして、基本的に解除されないのだと思います。

また、西田先生が先程おっしゃったことは、災害危険区域、あるいは移転促進区域の中で、いろいろ市町村が考えているのだけれども、宮城県、岩手県を見ても、移転元地の土地利用がうまく進展していないという状況が広域的にあると、それは福島県も例外的ではないので、市町村の努力ではなんともしがたいところがあるのだから、広域的な自治体として、うまく積極的に県も検討してはどうでしょうかというご提案だと思いますので、そういった観点から、もう少し記述のしようがあるのではないかというご意見だと私は思っております。

(会長)

はい、ということですが、どうでしょうか。

今回で、決めることになるので、ここで修正をしていただかないといけないのですが。

(1 番 川崎委員)

そういったニュアンスが行間に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そのように、これまでご議論いただいたところで、このような形で御理解をいただいている経過がございます。

(1 番 川崎委員)

私ではなく、西田先生がご納得されればそれでいいのですけど。

(会長)

ちゃんと納得していただかないと。

これは、ちゃんと議事録には残りますので、当該部分については、議事録署名人のお二人と西田委員にもご確認していただいてよろしいでしょうか。

文面というよりは、ここにこうゆう意見があって、こうゆう内容が含まれていると書き記してもらおうと。

(事務局)

はい、議事録の中で、ご意見に対する考えを書き記すということで対応させていただきます。

(会長)

はい、という措置でよろしいですか。

(11 番 西田委員)

はい。

(会長)

はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ありました部分については、議事録の中で確認するという
ことで、議事録署名人だけではなくて、当該発言の西田委員にも確認して
いただくことで、本文中文言などの修正は行わないということによろしい
でしょうか。

(異議なし)

(会長)

はい、それでは私のほうでまとめさせていただきましたが、他にご意見なし
ということですので、議案第 2006 号及び 2007 号についてはご異議なし
ということとまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

はい、ありがとうございます。

「ご異議無し」と認め、議案第 2006 号「相馬都市計画区域、鹿島都市計画区
域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について」及び、
議案第 2007 号「相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に
ついて」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

次の、議事の審議に入らせていただきます。第 2008 号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第 2008 号の「県北都市計画道路の変更について」ご説明します。3・4・119 号栄町大笹生線でございます。1 の都市計画道路の概要についてご説明します。青で示している当該路線でございます。福島駅東口駅前広場を起点といたしまして、北西に延びます。一番上が十六沼公園になってございます。全長約 8.6 km の道路となっております。今回変更予定箇所を赤丸で囲んであります。その下に国道 13 号バイパスの西道路北側に位置する箇所になっております。2 の計画道路の変更の概要でございます。右手が北側、松川及び橋梁があり、上の方に清水小学校がございます。この中で示している範囲内におきまして都市計画決定の幅員の変更をするものでございます。現在予定されています幅員については 15m を予定しています。その中におきまして、記載にございます 15m から最大 27.8m までの幅員を予定しております。

2 番の計画の概要について、これが現在の写真でございます。清水小学校が写っております。手前から画面の奥に向かってが福島駅方面となっております。現在道路の中に既設の横断歩道橋がございます。当初、都市計画決定をしていた段階におきましては横断歩道橋を撤去する計画でした。その後、計画に対する地域や小学校等への説明におきまして、歩道橋を存置して欲しいとの要望がございまして、下の図面に示しております現在の道路の計画幅員 15m において、どうしても幅が足りないということで計画の 15m の外に横断橋を新たに建てなければならなくなり、示している位置については 21.5m 幅員がないと現在計画している歩道橋の架け替え幅を確保できないところでございます。概要については以上になります。

続きまして議案書にお戻りいただきたいと思っております。議案書の 6 ページになります。議案第 2008 号の「県北都市計画道路の変更について」でございます。

都市計画道路中 3・4・119 の下記の大笹生線を次のように変更します。ここに記載されている計画書について名称、位置、区域、構造等については記載のとおり変更になることはございません。表の下にございます区域は計画図の表示のとおり今、説明した資料 3 の幅員が変更となります。7 ページ理由につきまして、本路線は福島市の中心部と北西部を連絡する幹線道路であり東北中央自動車道、福島大笹生インターチェンジおよび主要道路へのアクセス道路として利用されるとともに近くには、小学校、中学校、公共施設が点在しているように市街地への通勤通学等、生活道路としても重要な路線となっております。当該路線は昭和 26 年に県北都市計画道路として決定されており、現在まで整備が進められています。本路線のうち清水小学校前の区間におきまして既存の歩道橋の架け替えに伴いまして都市計画道路幅員の拡幅部に加えて、横断歩道橋を設置する幅が必要となることから、区域の一部を変更しようとするものでござい

す。

参考でございます。1の公聴会の開催状況、平成29年12月22日開催されましたが公述人はおりませんでした。2の都市計画の案の縦覧及び意見の提出状況につきましては、平成30年1月5日から同年1月19日まで縦覧を行い、意見書の提出はありませんでした。3の市町村についての意見について、福島市等の意見等なしです。以上でございます。

(会長)

はい、それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

(1番 川崎委員)

1番の川崎です。歩道橋の架け替えが変更の理由だと思うのですが、南北方向について長い、広いことについて、どのようなご事情によるものか教えてください

(事務局)

はい、赤い部分につきまして当初計画している段階におきましては、左の端部についてはL型擁壁で抑える構造としておりましたが、平面図でございますが、端に向かって道路の縦断が約3m位高くなるということで、現在の道路と赤で示している地盤が3m程低い状況でございます。実際にL型擁壁で施工する場合、現在交通量が多く現在の交通に影響をなるべく起こさないように盛土構造ということで赤の部分が盛りこぼしと言いますが、上に向かって土を盛る形の構造に変更にしたという部分が含まれている内容でございます。なお、工法の変更につきましては地元地権者に工事の内容を説明しており、用地等の変更について合意をいただいております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

(2番 尾関委員)

2番尾関でございます。議案書6ページの一番下に福島市栄町地内に1万m²ぐらいの交通広場を設けるという記載がございまして、この交通広場について現在お話できることがあれば教えていただけないかと思ったのですがいかがでしょうか。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

先ほど冒頭で説明いたしました福島駅東口の駅前広場につきましては、交通広場ということで、こちらの決定の中で位置付けしているということでございます。

(尾関委員)

そうすると今現在の広場と特段変わりはないという意味合いでしょうか。

(事務局)

はい。現在の広場になってございます。

(会長)

はい、変更はないということで。3番どうぞ。

(鈴木委員)

はい、3番の鈴木です。幅員が拡幅されてしまうと、平面図で見ると西の方から乗り付ける市道でしょうか。その勾配がちょっと急になってしまうのかなと思うのですが、最近、雪が多いので今でも登り坂で止まれになるので、ちょっとその道路勾配がどの位急になるのか気になりました。

あと、もう一点なのですが、ここから北に向かい、大笹生に向かう方と飯坂に向かう方のY字路があると思うのですが、その辺の幅員は計画の方でも幅員は15mなのでしょうか。よく渋滞が見受けられるような気がしていたので、あの辺の拡幅が計画で今後出てくるのか教えていただきたいです。

(会長)

はい、2つの質問がありました。

(事務局)

1つ目の質問に対しては市道となってございます。ほぼ高さ的には現状と変わらないという計画となっておりますので冬場の対策として今回の計画によって特に勾配がきつくなるという計画にはなっていないという状態です。

2つ目、先ほど言われたY字路の箇所は、福島飯坂線と左は折戸笹谷線という県道となりますが、この区間についての幅で言いますと現在、都市計画決定幅は12mとなっております。

(会長)

はい、どうぞ。

(鈴木)

今後、広がる計画というものは無いのでしょうか。ここにも書いてあるとおりほんとに大笹生インターチェンジから市内に向かってくる道路になると思うので整備されるといいかなと常々思っていたので計画があれば教えていただきたいのですが。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

都市計画決定上では 12m となっていますので、都市計画の道路事業という形で進めていくのであれば 12m での整備になってくるかと思われま。

(鈴木)

現道については。

(事務局)

現道につきましては、現在は 12m となっております。

(鈴木)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。それでは他にご意見がなさそうなので、議案第 2008 号の議案についてご意義はございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、議案第 2008 号「県北都市計画道路変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

次の、議事の審議に入らせていただきます。

第 2009 号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第 2009 号につきまして、資料 4 に基づき説明させていただきたいと思えます。私、自然保護課長の黒澤から説明させていただきます。

議案第 2009 号「福島県景観計画の変更について」ということで、県が景観行政を定める基本的な事項として定めております県の景観計画につきまして、今回ご審議をいただくものでございます。

まず、資料 4 の 2 ページ目をお開きください。今回、なぜ都市計画審議会に意見を聞くのかというところですが、景観法の定める第 9 条で、景観計画を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。また、第 2 項におきまして、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。第 8 項としまして、前各項の規定は、景観計画の変更について準用するという規定がありまして、計画の変更にあたりましては、都市計画審議会の意見を聞くというところの法定要件になっているところでございますので、今回ご審議いただくものでございます。なお、今後のスケジュールとしましては、3 ページをご覧ください。

法定要件としましては、県の景観条例に基づいて設置しております景観審議会において 11 月に諮問しております。この諮問に基づきまして、今回都市計画審議会の意見を聞いてその内容が問題ないということになれば、審議会から答申をいただくスケジュールとなっております。

この景観計画の変更にあたりましては、県庁内の都市計画課などの庁内協議及び会津若松市の区域に該当しますので、会津若松市との調整を進めておきまして、今後パブリックコメントを実施中でして、その後、住民説明会などをして平成 30 年の 4 月 1 日から景観の区域の変更をしたいと考えております。

資料の 1 ページに戻りまして、今回の景観計画の変更につきまして、詳細は後ほど説明しますが、県が定めております景観計画のうち磐梯山猪苗代湖周辺景観形成重点地域で一部区域の変更がありまして、これまで県が定めている区域を除外しまして、会津若松市に引き継ぐというところで計画が変更するところご審議いただく予定にしております。

それでは、なぜ県と市の役割分担が出てくるのかというところがありますので、4 ページをご覧ください。景観法における各行政団体の役割というところで、景観行政を担うのはどの自治体なのかというところの法律の規定がありまして、まず都道府県、政令市、郡山、いわきの中核市、これにつきましては法律で定まっている景観行政団体となっております。それ以外に都

道府県と協議を終えた市町村が景観行政団体になって、景観行政を進めている。県内には、会津若松市ほか6市町村が協議を終えた景観団体となっております。参考までに都市計画区域との違いというところで、右の方に都市計画制度の概要を載せておりますが、基本的に中心的な役割は地元に近い市町村と広域的な役割を担う県が二層構造というところが都市計画制度の概要でございますが、景観については市町村の方が景観行政団体になることになりまして、その地域については県の方は規制をしないというところで、二層構造になっていないというところで、住民に身近な市町村が景観行政を担うというところが規定されているところでございます。下の方には、その条文が書かれておりますが、あとで読んでみていただければと思います、

次に5ページをご覧ください。繰り返しになりますが、今の景観行政団体の説明ということで、都道府県、中核市、あと景観法98条で協議を行った団体となっております。

それでは、景観行政団体になりまして、次に、身近な基本的考え方を定める景観計画の内容につきましては、景観計画がどの区域になるかを定め、次に良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等について、定めるというふうに規定されております。

次に、景観計画の区域がどこになるのかというところで、次の6ページをご覧ください。都市計画区域との違いは、都市計画区域外においても対象にするというところで、景観計画は、都市部から農村漁村まで、幅広い地域において区域設定が可能となっております。

次に、景観計画の区域内において、届出を要する行為を定めるというところで、必須届出対象行為というところで、①建築物の建築等、②工作物の建設等というところで届出の行為を定めまして、届出をしないと罰金などの公的強制力を持つところが大きな規制でございます。たとえば、どのような場合に届出が必要になるのかというところで、資料の5の10、11ページをご覧ください。

届出対象行為等で、第1の1景観計画区域、11ページの景観形成重点地域というところで、(2)届出が必要な行為ということで、工作物の設置又は移転というところで、例えば②から④の行為につきましては届出を要する規制というところで、高さ13mを超える場合は届出を要します。11ページの景観形成重点地域の(2)の②から④については高さ5mの規制を受け、重点地域では規制が厳しくなっております。左側の⑥から⑫のものにつきましては高さ13mを超える場合は、届出が必要であり、同じく重点地域につきましては高さ5mを超える場合は届出が必要というところで、重点地域についてはより厳しい届出の対象となっております。また、資料4の6ページに戻っていただきまして、届出の対象として、景観計画を定める中で指定を設けることができます。

次に、7 ページのまとめ、景観計画の特色として、景観行政を進めるにあたっての基本的な方針を定めた計画、都市計画区域外も含めて定めることができる。景観区域内においては、一定の建築行為等を行う場合には、景観行政団体の長への届出が必要となり、必要に応じて、勧告・変更命令等を行うことが可能になります。

これらを踏まえまして、今回の都市計画の変更ということで、資料 4 の 1 ページの方に戻っていただきたいと思います。変更の理由としまして、会津若松市が平成 21 年に景観行政団体へ移行するにあたりまして、県が定める磐梯山・猪苗代湖周辺の景観形成重点地域の一部を市の体制が整うまでの間、県が景観行政を担うこととの要請を受けておりました。今般、会津若松市が景観条例及び屋外広告物条例を定めまして、県の景観行政と同様の規制が可能となり、県がこれまでやっておりました規制より緩和されることはないということがはっきりしましたので、体制が整いましたので会津若松市に引き継ぐというところでございます。引き継ぐことによりまして、これまでの届け出が福島県から会津若松市の都市計画課に変更になり、今後は景観法、会津若松市景観条例、及び会津若松市景観計画に基づき、より地域の実情に応じた良好な景観の形成が推進することができることとなります。どの部分の区域を変更するのかというところが 2 番でございます。まず、左側に猪苗代周辺の位置図がありまして、今回変更する場所の拡大図が右にあります。

①としまして、国道 49 号のうち、会津若松市域界から県道会津若松裏磐梯線との接点までの沿道、道路両端 100m の範囲、②としまして、県道会津若松裏磐梯線のうち、会津若松市域界から国道 49 号の接点までの沿道、道路両端から 100m の範囲、この 2 つの区域において県から会津若松市に引き継ぐものでございます。繰り返しになりますが、現在は県の条例に基づきまして、届出・屋外広告物の許可をしております。それが、平成 30 年 4 月 1 日以降になりますと、市の条例に基づいて景観の届出・市の屋外広告物の許可を市が対応するということで県の条例の対象外の区域となります。県の場合は、区域の変更、重点形成区域でなくなれば、条例の改正が必要なく適用が無くなる規定になっております。

以上が 2009 号の福島県景観計画の変更の概要でございます。審議をよろしく申し上げます。

(会長)

はい、それでは、ご質問ご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

(川崎委員)

1 番の川崎です。だいたい年間何件くらい届出があるのか知りたいですね。

(事務局)

重点地区につきましては、平成 28 年度でいきますと 57 件、重点地区以外でいきますと 528 件、合計 585 件の届け出がございます。

それ以外にも、市町村で景観行政団体になって届出を受け付けておりますので、平成 28 年度で 384 件届出がございました。

(会長)

どうぞ。

(川崎委員)

種類としては、こういったものが多くなっているのでしょうか。思ったよりもいっぱいあるなど思ったのですが。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

今、黒澤から説明した申し上げた部分につきましては、今回変更をさせていただく区域のみならず景観計画重点地域全体の件数ということで、会津若松市のエリアにつきましては、年間数件ということで、例えば近年ですと、磐梯河東インターを降りてすぐのところにコンビニエンスストアができて、そちらのものについて届出を受けたことがあります。あとは、看板等は規制されておりまして、周辺の部分に関してはほとんど開発されていない状況でございますので、件数は少ないところでございます。

(川崎委員)

ありがとうございました。

(会長)

はい、他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この福島県景観計画の変更については、ご意見なしということで処理をさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

本日の審議事項は、以上です。終始、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司会)

熱心なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第 179 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1 時間 23 分)

(平成 30 年 3 月 23 日)

西田委員に、災害危険区域の跡地利用については、県と市町村とが連携して跡地利用の活用を進めていくことを説明し、了解を得ました。

以上のとおり相違ないことを証します。

1 番 川崎 興太

10 番 小林 昭一
